

各関係機関・団体長 様

愛媛県病害虫防除所長

病害虫防除技術情報（第 5 号）の送付について

このことについて、つぎのとおりお知らせしますので、御参照の上、防除指導方よろしく  
願います。

記

- 1 情報の内容 **春季のキウイフルーツかいよう病 Psa3 型の発生拡大防止対策の徹底**
- 2 発生の見通し
  - (1) 今後は、樹液流動期に入り耐寒性が低下してくるため、強い寒波の襲来があった場合には、枝の凍結等に伴う樹体損傷が起これば発生の助長要因となる。
  - (2) 四国地方の 1 か月予報（2 月 6 日発表）では、気温は高いと予想されていることから樹液流動が早まることで、かいよう病の発症も早くなる場合がある。
- 3 拡散防止対策
  - (1) 今後枝幹や枝の切り口等から樹液の漏出等の症状の発生頻度が高くなっていくため、園地の見廻りにより初発を見逃さない。
  - (2) 発生確認後は周辺樹への拡散防止のため、発病部位の早期除去を徹底する。伐採基準は、平成 31 年 3 月改訂の「キウイフルーツかいよう病 Psa3 型の防除方針」に基づき発病程度に応じて適切に対応する。
  - (3) 結果母枝の棚付けは確実に行い、園地の防風対策を強化するなどして、病原菌の侵入口となる枝のすり傷の発生を防止する。
  - (4) 管理器具による伝染を防ぐため、園地ごとにエタノール等で消毒して使用する。
  - (5) 剪定後及び発芽前には IC ボルドー66D 50 倍等を必ず散布する。
  - (6) 発芽期から展葉期には、コサイド3000 2,000倍等を必ず散布する（炭酸カルシウム剤加用）。なお、展葉後の強風雨は葉の発病を助長することから、強風雨後は早期に抗生物質剤等の散布を実施する。
- 4 キウイフルーツかいよう病の遺伝子検定  
発生の拡大防止には適切な遺伝子検定の実施が必要とされるため、産地全体での検定への協力を要請する。

※ 遺伝子検定は、県病害虫防除所（住所：松山市上難波甲311（農林水産研究所内）、  
電話：089-993-2020）で実施しています。  
問い合わせ先：県農産園芸課（電話：089-912-2555）又は県病害虫防除所